

永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年9月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第24号

永平寺町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町子どもの医療費助成に関する条例(平成18年永平寺町条例第100号)の一部を次のように改正する。

第8条中「社会保険法各法に規定する被保険者証、加入者証又は組合員証とともに」を「医療保険等の被保険者等であることの確認を受けた上で」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。